

山梨市手話言語の普及の推進に関する条例

令和 8 年 3 月 24 日

条例第 3 号

人間は、言葉を通じて思いや考えを伝え合い、互いに理解し支え合いながら社会を形成している。言語は、思考、感情等の表出であり、他者とのコミュニケーションを図る上で欠かすことのできないものである。

手話は、手指、顔等の動作による視覚的表現で意思や感情を伝え合う大切な言語である。我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者等の間で生活に欠かせない言語として受け継がれてきた。しかしながら、昭和期には、教育方針の変更により手話の使用が制限され、ろう者等の尊厳が損なわれた時代があった。

本市には、県内唯一の山梨県立ろう学校がある。本市における手話は、県内各地から集まったろう児によって、手話を必要とする人にとっての生活を営むための手段として生まれ、継承されてきた。

障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）によって、手話は、国際的に言語として認められ、我が国もこれを批准し、手話を含む言語の平等な使用が保障された。国内においては、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）、手話に関する施策の推進に関する法律（令和 7 年法律第 78 号）、山梨県手話言語条例（令和 5 年山梨県条例第 16 号）等によって、手話が言語であると明確に位置づけられている。

しかし、いまだに手話への理解や普及が進んでいるとは言えず、より一層、日常生活や社会生活の中で手話を使用できる環境の整備が求められている。

本市では、手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者等が自分らしく生きるために不可欠なコミュニケーション手段である手話への理解及び普及をもって、互いに支え合い尊重しあう共生社会を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解及び普及に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民、事業者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、あらゆる市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) ろう者等 ろう者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者その他の聴覚障害者をいう。
- (3) 手話通訳者等 手話通訳を行う者その他の手話に関わる者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。

(基本理念)

第3条 手話への理解及び普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 手話が、ろう者等が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を養い、知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。
- (2) 手話には地域で受け継がれてきた固有の表現があること及び手話を習得した年齢、背景等により多様な表現があることを理解すること。
- (3) あらゆる市民が相互に人格と個性を尊重しながら共生することを基本として、手話により意思疎通を行う権利を尊重すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び県と連携するとともに、関係機関と協力し、手話への理解及び普及を図るための施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(ろう者等の役割)

第6条 ろう者等は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(手話通訳者等の役割)

第7条 手話通訳者等は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上に努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努

めるものとする。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たり、ろう者等が手話による意思疎通を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

(施策の推進)

第9条 市は、第4条の規定及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話への理解及び普及を図るために必要な次に掲げる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策

(2) ろう者等が情報を取得しやすく、利用しやすい環境整備に関する施策

(3) 手話通訳者等の確保、育成及び資質の向上に関する施策

(4) 災害その他非常の事態において、ろう者等が迅速に必要な情報を取得し、意思疎通を図るための手段の確保に関する施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たっては、ろう者等その他関係者の意見を聴くものとする。

(手話通訳者の確保等)

第10条 市は、前条第1項第2号の規定に基づき、ろう者等が情報保障を受ける体制を確保するため、市に手話通訳者を設置するものとする。

(学校における理解の普及)

第11条 市は、学校において、児童、生徒及び教職員に対し、手話及びろう者等への理解を深めるための機会を提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、市が実施する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。